

**令和5年度
入湯税が充てられる関係経費**

入湯税については、地方税法第701条の規定により、環境衛生施設、鉱泉源の保護管理施設及び消防施設その他消防活動に必要な施設の整備並びに観光の振興(観光施設の整備を含む)に要する費用に充てるために課すものです。

歳入歳出予算における入湯税が充てられる費用は、次のとおりです。

【歳入】

(単位:千円)

項目	予算額
入湯税	3,108

【歳出】入湯税の具体的事業費への充当

(単位:千円)

事業名	予算額	財源内訳		
		特定財源	一般財源	
環境衛生施設の整備	し尿処理に関する経費	88,684	0	88,684
	一般廃棄物最終処分に要する経費	30,834	0	30,834
	一般廃棄物処理に要する経費	37,015	4,091	32,924
	小計	156,533	4,091	152,442
鉱泉源の保護管理施設	温泉供給に要する経費	153,446	148,840	4,606
	小計	153,446	148,840	4,606
観光施設の整備	自然とみどりの村施設管理に要する経費	9,213	3,494	5,719
	町民スキー場管理運営に要する経費	30,447	30,060	387
	総合グランド管理運営に要する経費	18,077	8,853	9,224
	温水プール管理運営に要する経費	31,668	23,334	8,334
	小計	89,405	65,741	23,664
観光振興 (観光施設の整備除く)	知床開きに要する経費	6,394	0	6,394
	観光協会運営補助に要する経費	7,320	0	7,320
	小計	13,714	0	13,714
合計	413,098	218,672	194,426	
	一般財源のうち入湯税			3,108

地方税法(※抜粋)

**第四節 入湯税
(入湯税)**

第七百一条 鉱泉浴場所在の市町村は、環境衛生施設、鉱泉源の保護管理施設及び消防施設その他消防活動に必要な施設の整備並びに観光の振興(観光施設の整備を含む。)に要する費用に充てるため、鉱泉浴場における入湯に対し、入湯客に入湯税を課すものとする。